

装制第15437号
29.11.17
一部改正 装保第5337号
令和2年4月1日
一部改正 装保第11804号
令和5年6月30日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

殿

装備政策部長
(公印省略)

情報流出防止に係る隊員に対する個別面談実施の徹底について（通知）

標記について、別紙のとおり実施されたく通知する。

関連文書：情報流出防止に係る隊員に対する指導の実施に関する防衛大臣指示（防衛大臣指示第18号。平成19年5月15日）
添付書類：別紙

情報流出防止に係る隊員に対する個別面談実施の徹底について

第1 趣 旨

情報流出事案の根絶を図るため、情報流出防止に係る隊員に対する指導の実施に関する防衛大臣指示（防衛大臣指示第18号。平成19年5月15日。以下「大臣指示」という。）が発出され、全ての隊員に対する個別面談を毎年1回以上実施することが指示されているところ、防衛装備庁において当該面談の実施が徹底されるよう必要な事項を定めるものとする。

第2 個別面談の実施者

防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第2条第3項第1号及び防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号）第2条第3項第1号に規定する管理者又は防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年度防衛装備庁訓令第27号）第5条第1項に規定する特定秘密管理者補。

第3 個別面談の対象者

管理者又は特定秘密管理者補の管下職員

第4 個別面談実施に当たっての留意事項

個別面談の実施に当たっては、管理者又は特定秘密管理者補は、大臣指示により示されている情報流出防止に係る隊員に対する指導の実施方針を踏まえた上でこれを実施する。また、管理者又は特定秘密管理者補は、装備政策部装備保全管理課長から配布された最新の保全教育資料を参照するとともに、昨今の情報流出事案を引用し、個別具体的に指導することで、被面談者の情報保全及び情報セキュリティに関する意識の高揚に繋がるよう本個別面談を実施する。

参照：個別面談用チェックシート（付紙）

第5 個別面談実施状況の報告

個別面談の実施状況については、情報流出防止に係る隊員に対する個別面談実施状況報告（付紙様式）により、毎年度10月15日及び4月15日までに装備政策部装備保全管理課長へ報告するも

のとする。

情報流出防止に係る隊員に対する個別面談実施状況報告

年 月 日現在

部署名	
報告月（※１）	月報告
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施状況（※２）	1 個別面談の対象者数（Ａ） 名
	2 個別面談を実施した被面談者数（Ｂ） 名
	3 実施率（（Ｂ）／（Ａ）） ％
終了（予定）年月日（※３）	年 月 日
特記事項	

※１ 「報告月」欄には、４月から９月末日までの個別面談実施状況を報告する場合には「９月報告」、４月から翌年３月末日までの個別面談実施状況報告の場合には「３月報告」と記載する。

なお、９月報告については１０月１５日、３月報告については４月１５日までに装備政策部装備保全管理課長まで報告する。

※２ 「実施状況」欄には、９月報告の場合は９月末日、３月報告の場合は３月末日における個別面談の対象者数、個別面談を実施した被面談者数及び実施率を記載する。

※３ 「終了（予定）年月日」欄には、９月報告において実施率が１００％になっていない場合には、実施率が１００％になる予定年月日を記載する。また、実施率が１００％の場合には、実施率が１００％になった年月日を記載する。

個別面談用チェックシート

所 属 : _____

回答者氏名 : _____

チェックシート記入年月日 : 平成 年 月 日

記入要領：該当する項目を○で囲む。

No.	チェック項目	回答欄
1	➤秘密文書を製作及び複製する場合、管理者又はその職務上の上級者の承認が必要なことを承知しているか。	承知している / 承知していない
2	➤秘密を取り扱う執務室等では、携帯型情報通信・記録機器※の持ち込みが禁止されていることを承知しているか。 ※携帯型情報通信・記録機器：携帯電話、携帯情報端末(PDA)、映像走査機(ハンディスキャナー)、写真機、録音機、ビデオカメラ等、通話、記録等の機能を有する機器	承知している / 承知していない
3	➤秘密文書を製作する時には、秘に該当する部分を特定し、該当箇所を明示することを承知しているか。	承知している / 承知していない
4	➤特定秘密は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の規定に基づき適性評価を実施した結果、特定秘密の取扱いが認められた職員で、かつ、特定秘密管理者から指名された者しか、取扱うことができないことを承知しているか。	承知している / 承知していない
5	➤秘密電子計算機情報、特定秘密電磁的記録及び特別防衛秘密電子計算機情報は、秘密等の取扱いを許されたパソコン以外では、取扱うことができないことを承知しているか。	承知している / 承知していない
6	➤現在使用している省〇Aで取り扱うことができる情報の秘密等区分は、部内系システムでは「注意」以下であり、秘・特定秘・特防秘の取扱いは認められていないことを承知しているか。また、部外系システムでは「いわゆるヒラ」のものであり、「部内限り」以上の情報をメールで部外へ送信することは、情報流出につながることを承知しているか。	承知している / 承知していない
7	➤業務用データ※を私有パソコン又は私有可搬記憶媒体で取り扱っているか。 ※業務用データ：職員が職務上作成し（作成中も含む。）、又は取得したデータであって、当該データに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号の規定に基づき行う開示又は不開示の処分に係る審査基準を適用した場合、不開示情報に該当する情報が含まれるものをいう。	取り扱っている / 取り扱っていない
8	➤ソーシャルメディアの利用の際のリスクは承知しているか。 ➤最近利用が増加しているスマートフォン等の高機能携帯電話は、ユーザが任意にダウンロードしたアプリと呼ばれる専用のプログラムで動作するが、それらの中には、たとえ相当数のユーザが利用している人気の高いアプリであっても、機器内部の情報をユーザの認識のないまま外部へ送信するといった機能があるものが存在していることを承知しているか？	承知している / 承知していない
9	➤部外者から、不自然な働き掛けを受けた場合には、保全責任者等※に報告しなければならないことを承知しているか。 ※保全責任者等：防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第4条、防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号）第4条に規定する保全責任者並びに防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号）第5条の規定に基づき指名される保護業務担当者の業務を総括する責任者をいう。	承知している / 承知していない
10	➤外国政府機関関係者等※と接触したことがあるか。 ※外国政府機関関係者等：各国駐在武官をはじめとする外国政府機関及びこれに準ずる機関の職員（アメリカ合衆国政府機関及びこれに準ずる機関の職員を除く）	ある / ない
11	➤外国政府機関関係者等と接触する場合には、保全責任者等から事前の了解を得るとともに、接触した場合、保全責任者等に事後報告を行わなければならないことを承知しているか。	承知している / 承知していない
12	➤海外渡航を行う場合、 ①国の用務以外の目的で海外渡航を行う場合には、所属長の承認を受けなければならないことを承知しているか。 ②公私を問わず、海外渡航を行う場合には、あらかじめ保全責任者等へ報告するとともに、帰国後、報告しなければならないことを承知しているか。	承知している / 承知していない

個別面談用チェックシート確認事項等

No.	チェック項目	確認事項又は指導事項
1	➤秘密文書の製作及び複製する場合、管理者又はその職務上の上級者の承認が必要なことを承知しているか。	●秘密文書を製作・複製する場合には、管理者又はその職務上の上級者の承認が必要であることを指導する。 ●無秩序な秘密文書の製作・複製は、文書の管理を困難にするものであり、管理されない文書の紛失が漏えいの端緒となることから、秘密文書の製作・複製には管理者又はその職務上の上級者の承認が必要である。 【防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号）第２６条】
2	➤防衛装備庁の施設内において、携帯型情報通信・記録機器※の持ち込みが禁止されている場所があることを承知しているか。 ※携帯型情報通信・記録機器：携帯電話、携帯情報端末（ＰＤＡ）、映像走査機（ハンディスキャナー）、写真機、録音機、ビデオカメラ等、通話、記録等の機能を有する機器	●防衛装備庁の管理する施設内において、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令第１３条の規定により立入りが禁止された場所、日常的に秘密を取り扱う執務室等では、携帯型情報通信・記録機器の持ち込みが禁止されていることを指導する。 ●携帯電話等の携帯型情報通信・記録機器の持ち込みは、外部への情報漏えいの危険性を増大させるものであり、立入りが禁止された場所、日常的に秘密を取り扱う執務室及び秘密を取り扱う会議を実施する会議室（当該会議の実施中に限る）等では持ち込みが禁止されていることを指導する。また、持ち込みを禁止された場所に携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合には、保全責任者又はその上級者の許可を受けなければならない。 【防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号）第１３条】
3	➤秘密文書を製作する時には、秘に該当する部分を特定し該当箇所を明示することを承知しているか。	●秘密文書を製作するときには、秘に該当する部分を明示しなければならないことを指導する。 ●秘に該当する部分を明示することにより、年に１度行う秘の指定の見直しを行う際、どの部分が秘に該当しているのが明確になり、指定の見直しが適切に行えるようになる。 ●また、秘を指定するに当たっては、秘の指定理由を明記し、秘密の保全に必要な最小限度にとどめる。 【防衛装備庁における秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（装装制第５３号。２７．１０．１） 第１６、第１７及び第２１】
4	➤特定秘密は、特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）の規定に基づき適性評価を実施した結果、特定秘密の取扱いが認められた職員で、かつ、特定秘密管理者から指名された者しか、取扱うことができないことを承知しているか。	●特定秘密は法律に基づく制度であり、その取扱いについては特に厳重を要することを指導する。 ●特定秘密である情報を取扱うことができる職員は、適性評価を受け適正を有するとされた者のうちから特定秘密管理者が指名した者に限られており、その他の者が取扱うことは、特定秘密の漏えいにあたることを認識させる。 【防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２７号）】第８条第４項
5	➤秘密電子計算機情報、特定秘密電磁的記録及び特別防衛秘密電子計算機情報は、秘密等の取扱いを許されたパソコン以外では、取扱うことができないことを承知しているか。	●秘密電子計算機情報、特定秘密電磁的記録及び特別防衛秘密電子計算機情報は、各々が取扱いを許されたパソコン以外では、取扱うことができないことを指導する。 ●また、秘密電子計算機情報、特定秘密電磁的記録及び特別防衛秘密電子計算機情報の保管に際しては、可搬記憶媒体に格納し、取扱いを許されたパソコンのハードディスクには格納しないことを指導する。 【防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２６号）第１４条】 【防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２７号）第１１条】 【防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成２７年防衛装備庁訓令第２５号）第１２条】

No.	チェック項目	確認事項又は指導事項
6	➢ 現在使用している省〇Ａで取り扱うことができる情報の秘密等区分は、部内系システムでは「注意」以下であり、秘・特定秘・特防秘の取扱いが認められていないことを承知しているか。また、部外系システムでは「いわゆるヒラ」のものであり、「部内限り」以上の情報をメールで部外へ送信することは、情報流出につながることを承知しているか。	● 省〇Ａでは、取り扱う情報の秘密等区分は、部内系システムでは「注意」以下、部外系システムでは「いわゆるヒラ」のものであり、秘・特定秘・特防秘の取扱いは部内系・部外系ともに認められていないことを指導する。 ● 特に省〇Ａにおいて秘に属する情報を取り扱うことのないよう徹底するほか、部外系システムでは部内限り、注意の情報も取り扱えないことを周知する。また、部外系システムでメールを送信する際は、メールの内容及び添付ファイルに「部内限り」以上の情報が含まれていないことをよく確認するよう指導する。 【防衛省中央〇Ａネットワーク・システム運用管理要項について（運情第２３９７号。２４． ２． ２９）別冊第３第２項】
7	➢ 業務用データ※を私有パソコン又は私有可搬記憶媒体で取り扱っているか。 ※業務用データ：職員が職務上作成（作成中も含む）し、又は、取得したデータであって、当該データに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）第５条各号の規定に基づき行う開示又は不開示の処分に係る審査基準を適用した場合、不開示情報に該当する情報が含まれるものをいう。	● 私有パソコン及び私有可搬記憶媒体での業務用データの取扱いは禁止されている。 ● 業務用データを私有パソコン又は私有可搬記憶媒体に保存し、自宅等で保管していた場合、情報流出の端緒となるリスクがあることを認識させる。 【防衛省の情報保証に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１６０号）第４４条、第４５条】
8	➢ ソーシャルメディアの利用の際のリスクは承知しているか。 ➢ 最近利用が増加しているスマートフォン等の高機能携帯電話は、アプリと呼ばれる専用のプログラムで動作するが、ユーザが任意にダウンロードすることもでき、それらの中には、たとえ相当数のユーザが利用している人気の高いアプリであっても、機器内部の情報をユーザの認識のないまま外部へ送信するといった機能があるものが存在していることを承知しているか？	● インターネット上の「掲示板」や「ブログ」への書き込みは、不特定多数の者に対する発信であり、また、時系列に発信した内容から、その行動を類推されるおそれがある等のリスクがあることを理解させる。 ● 情報共有範囲を限定した「LINE」、「Twitter」、「Facebook」等のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）であった場合、仲間であることの安心感から自己規制が働きにくくなり、意図しない情報漏えいに繋がるおそれがあることを理解させる。 ● 公式アプリサイトにある動画再生アプリを装ってバックグラウンドで電話番号などの個人情報を収集し、外部のサーバーに送信するアプリが存在するとして、セキュリティ専門家が注意を呼びかけている。
9	➢ 部外者からの不自然な働き掛けを受けた場合には、保全責任者等※に報告しなければならないことを承知しているか。 ※保全責任者等：秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第４条第１項及び特別防衛秘密に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第４条第１項に規定する保全責任者並びに特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第５条第３項の規定に基づき指名される保護業務担当者の業務を総括する責任者をいう。	● 部外者から不自然な働き掛けを受けた場合には、直ちに保全責任者等に対して報告しなければならない。もし、部外者からの不自然な働き掛けを受けた場合には、確実に報告することを指導する。 【部外者からの不自然な働き掛けへの対応要領について（防防調第１１７６４号。１８． １２． ２８）第２項第１号】
10	➢ 各国駐在武官等※と接触したことがあるか。 ※各国駐在武官等：各国駐在武官をはじめとする外国政府機関及びこれに準ずる機関の職員（アメリカ合衆国政府機関及びこれに準ずる機関の職員を除く。）	● 各国駐在武官等との接触については、保全責任者等への事前の了解を得ることを指導する。ただし、防衛省の部隊又は機関が受け入れている外国人（留学生・研修生等）との当該受入れ目的に係る接触についてはこの限りではない。なお、防衛交流については積極的な意義が認められることから、各国駐在武官等との接触については、関係規則を遵守しつつ、活発に行うこととされている。 【各国駐在武官等との接触について（防防調第７０１３号。１２． １２． １）第１項】

No.	チェック項目	確認事項又は指導事項
11	> 各国駐在武官等と接触する場合には、保全責任者等から事前の了解を得るとともに、接触した場合、保全責任者等に事後報告を行わなければならないことを承知しているか。	● 各国駐在武官等との接触にあたっては、保全責任者等の事前の了解を得るだけでなく、接触した後においても、保全責任者等に対して事後の報告をしなければならないことを指導する。なお、参加者が多数に上る業務上の会議、パーティ、儀式等及び外国出張（留学を含む。）における当該目的に係る接触は報告に及ばない。 【各国駐在武官等との接触について（防防調第 7 0 1 3 号。1 2. 1 2. 1）第 4 項】
12	> 海外渡航を行う場合、 ① 国の用務以外の目的で海外渡航を行う場合には、所属長の承認を受けなければならないことを承知しているか。 ② 公私を問わず、海外渡航を行う場合には、あらかじめ保全責任者等へ報告するとともに、帰国後、報告しなければならないことを承知しているか。	● 国の用務以外の目的で海外渡航を行う場合には、所属長（職務の級 8 級又は 1 佐以上の直属の上司で最も近い者）の承認を受けなければならないことを指導する。 ● 公私を問わず、海外渡航を行う場合には、あらかじめ保全責任者等へ報告するとともに、帰国後、報告しなければならないことを指導する。 ● 平素から、職員一人ひとりに自覚させることはもちろんであるが、私的な海外渡航など、開放的になりやすい環境でも、意図しない情報漏えいを生じさせないよう指導する。 【隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和 3 0 年防衛庁訓令第 5 9 号）第 1 5 条の 2】 【部外者からの不自然な働き掛けへの対応及び外国政府機関関係者等との接触要領について（防防調第 1 5 4 4 5 号。2 3. 1 2. 2 6）別添】